

公益財団法人佐々木泰樹育英会
2026 年度建築奨学金応募要領

1. 資格

日本国籍を有し、学校教育法に基づく日本国内の大学・大学院において建築を専攻する学生であって、次の各号のすべてに該当する者

- (1) 考え方が優れている者
- (2) 建築学および建築文化の発展に寄与するという高い志と熱意を有する者
- (3) 一級建築士・構造設計一級建築士・設備設計一級建築士として独立し、自ら建築士事務所の開業を志している者
- (4) 専攻分野における博士課程を有する大学で、学位（学士・修士・博士）の取得が可能な正規課程に、2026 年 4 月時点で在学する者（ただし、専攻分野における留学の場合に限り、休学中も可）
- (5) 2026 年 4 月 2 日時点で 29 歳以下の者

2. 区分と給付金額

- ・大学生 年額 60 万円（月割・給付型）
- ・大学院生 年額 240 万円（月割・給付型）

※本財団の奨学金は給付型であり、「建築専攻学生に対する奨学金給付に関する規程」（以下「建築奨学金規程」という）第 9 条第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号いずれかの規定に該当する場合を除き、原則として、返済義務を負いません。

※本奨学金では上記の給付のほか、建築奨学生合同での建築研修旅行の費用（交通費・宿泊費等）を助成しています。

3. 給付期間

2026 年 4 月から 1 年間（在学期間中または専攻分野における留学期間中に限る）

4. スケジュール

- ・募集期間 2026 年 2 月 10 日（火）～2 月 16 日（月）
- ・書類審査期間 2026 年 2 月 17 日（火）～3 月 11 日（水）
- ・面接審査予定日 2026 年 3 月 19 日（木）
- ・選考結果開示日 2026 年 3 月 25 日（水）
- ・奨学金給付通知書授与式 2026 年 3 月 30 日（月） ※第 7 回口語詩句賞授賞式と併催
- ・奨学金初回支給日 2026 年 4 月 30 日（木）

※面接審査は本財団で実施します（オンライン不可、本財団規程に基づき交通費支給）。

※奨学生の採用は、奨学金給付通知書授与式（東京都で日中に開催予定）における同通知書の授与により確定します。原則として、同授与式を欠席すると採用が取り消されますのでご注意ください。社会情勢等により授与式が開催されない場合、または採用予定者が本財団より授与式の出席を免除された場合、奨学金給付通知書の郵送による採用手続きをしていただきます。

5. 応募方法

募集期間中、次の各号に掲げる書類を、応募受付用のウェブフォームから提出してください。その際、すべてのファイル名に自身の氏名を和文で記載してください。例）住民票／佐々木泰樹.pdf

ウェブフォームのアドレスは、本財団ホームページ（<https://sasakitaijuikueikai.or.jp>）で、募集期間中に公開します。

(1) 本財団指定の応募申込書：指定事項すべて記載、証明写真画像埋め込み（リンク不可）、Excel 形式 [容量 3MB 以内]

証明写真：本人胸から上、3 ヶ月以内撮影、縦 32-40mm×横 24-30mm、縦横比率 4:3、JPG 形式
応募申込書のテンプレートは、本財団ホームページで、募集期間の 1 週間前を目処に公開します。

(2) 住民票：3 ヶ月以内発行、応募者本人の情報のみ記載、本籍欄省略不可、個人番号非記載、要スキャンデータ（写真撮影不可）、PDF 形式 [容量 5MB 以内]

(3) 在学証明書：2026 年 1 月以降発行、学生証等での代用不可、要スキャンデータ（写真撮影不可）、PDF 形式 [容量 5MB 以内]

進学等で在籍教育機関が変更となる場合、入学予定の教育機関が発行する合格証明書等を応募書類として提出のうえ、奨学生となった後に在学証明書を提出していただきます。また、応募時に大学・大学院を休学して留学している場合は、休学中の大学・大学院の在籍証明書に加え、留学先の在学証明書を提出していただきます。

(4) 課題設計案：下記の条件で新規に建築の設計案を作成、①図面 A3 判 3 枚以内（全ページに氏名とページ番号を記載）、PDF 形式 [容量 10MB 以内]、②計画書 2 枚（本財団指定書式）、Word 形式 [容量 1MB 以内]

※建築の用途・規模は自由。日本国内で特定の敷地を設定し、建築基準法や各種条例に適合した計画とすること。設計案は平面図・立面図・断面図等の図面で表現し（縮尺任意）、パース・模型写真・ダイアグラム等は提出不可とする。計画書は本財団ホームページよりテンプレートをダウンロードして用い、以下の内容を記載すること。

- ・用途
- ・設計趣旨（400 字以内）
- ・敷地情報（所在・面積・用途地域・建ぺい率・容積率等）
- ・想定建築主（住宅の場合は職業・家族構成・世帯年収等を含む）
- ・想定工事費（売地の場合は取得予定金額を含む）
- ・設計案の構造的妥当性に関する構造設計者のコメント（氏名記載）

(5) パーソナル・ステイトメント：テーマ「どのような建築をしたいか」、本文 400 字以内、タイトル作成、本財団指定書式（応募申込書と合わせて本財団ホームページでテンプレートを公開）、Word 形式 [容量 1MB 以内]

※応募にあたっての注意事項

- ・上記の指定と書式・ファイル形式・容量等が異なる書類は選考対象外となる場合があります。
- ・応募に際し、本財団ホームページ掲載の「建築奨学金規程」を必ずお読みください。応募者は本応募要領および同規程の内容を承諾したものと見なします。
- ・合格者には、本財団が指定する奨学生誓約書および連絡先届出書等を提出していただきます。
- ・本財団は、奨学生の氏名、年齢、所属、学歴・受賞歴、出身地・現住所（都道府県まで）、ポートレート写真・動画（本財団による撮影）、応募時の課題設計案およびパーソナル・ステイトメントを公開できるものとします。
- ・応募者の個人情報、法令の定めるところに従い、適正な取扱いを行います。

6. 募集人数（目安）

大学生・大学院生 計 15 名

7. 選考方法

選考委員（本財団ホームページ参照）により、書類審査および面接審査をもって合格者を選出します。面接日時は書類審査通過者のみに通知します。

※本財団は大学・大学院における成績を不問とします。本財団奨学金は幅広い大学・大学院の学生を対象としており、各校個別の成績は選考資料として不合理と考えられるためです。

8. 選考結果通知方法

選考結果は選考結果開示日（4. 参照）に、本財団ホームページで発表します。

※選考結果および選考過程に関するお問合せには回答しません。

9. お問合せ先

公益財団法人佐々木泰樹育英会 事務局

<https://sasakitaijuikueikai.or.jp/contact/>

※電話でのお問合せは受け付けていません。

公益財団法人佐々木泰樹育英会 | 東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー40階

建築専攻学生に対する奨学金給付に関する規程（建築奨学金規程）

第1章 総則

（根拠）

第1条 公益財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という）定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 奨学金の給付

（奨学生の資格）

第2条 本財団から奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という）は、日本国籍を有し、日本国内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学・大学院において、建築を専攻する学生であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1）考え方が優れている者
- （2）建築学及び建築文化の発展に寄与するという高い志と熱意を有する者
- （3）一級建築士・構造設計一級建築士・設備設計一級建築士として独立し、自ら建築士事務所の開業を志している者
- （4）専攻分野における博士課程大学院がある大学に在籍する者
- （5）応募した年の4月2日時点で29歳以下の者

（奨学金の給付期間及び金額）

第3条 奨学金の給付期間は、理事会が決定する。

2 奨学生の人数及び給付額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。

3 奨学金は、第9条第2号、第3号、第4号又は第7号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

（奨学生応募手続）

第4条 奨学生志望者は、別途定める建築奨学金応募要領に従い、本財団の指定する書類を本財団に提出するものとする。

（奨学生選考手続）

第5条 理事会は、選考分科会の答申を経て、奨学生となる資格を付与される者（以下「合格者」という）を決定する。

2 選考分科会は、奨学生志望者について、書類審査を実施した後、面接審査を実施することができる。

3 選考にあたり、同一人を本財団の複数の奨学金事業における奨学生とすることはできない。

4 本財団は本条第2項面接審査の出席者に対し、別途定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

(奨学生の決定)

第6条 理事長は、奨学金給付通知書授与式（以下「授与式」という）において、合格者に対し、同通知書を授与する。授与式が開催されない場合、本財団の定める方法により同通知書を授与することができる。

2 合格者は、前項に定める通知書の受領をもって、奨学生たる地位を取得する。

3 合格者は、正当な理由なく授与式に欠席した場合、奨学生となる資格を失う。

4 本財団は授与式の出席者に対し、別途定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は月毎に、本財団が指定する金融機関に設けた奨学生本人名義の預金口座に、本財団が指定する時期に振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(奨学金の給付の停止)

第8条 本財団は、奨学生が休学したときは、次項に定める場合を除き、原則として、当該奨学生への奨学金給付を停止する。ただし、奨学生期間中に復学した奨学生から奨学金給付再開依頼書が提出され、本財団理事会が給付再開を承認した場合、休学期間中の金額を割り引いた上で、奨学金給付を再開することができる。

2 本財団は、奨学生の休学の理由が専攻分野における留学の場合、当該奨学生から留学先教育機関の在学証明書又はそれに類する書類を受領することにより、奨学金給付を継続することができる。

(奨学金の打ち切り)

第9条 本財団は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 大学生又は大学院生たる地位を喪失した場合
- (2) 学生としての責務を怠るなど、その言動が本財団の奨学生として適切でない場合
- (3) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続又は選考手続において、不誠実な行為があったことが判明した場合
- (4) 奨学生としての義務を怠った場合
- (5) 奨学金の給付を受けることを辞退した場合
- (6) その他奨学金の支給を要しない理由が生じた場合
- (7) 奨学生の知人の本財団関係者が他の本財団関係者に推選を働きかけたことが判明した

場合

(奨学生の義務)

第10条 奨学生は在学中、建築を学び、優れた考え方の涵養に努めなければならない。

2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

(1) 大学生又は大学院生たる地位を喪失したとき

(2) 大学又は大学院を休学するとき

(3) 大学又は大学院から停学ほか、懲戒処分又は注意処分を受けたとき

(4) 住所、氏名、連絡先電話番号・メールアドレス等を変更したとき

(5) 在籍する大学又は大学院に異動があるとき（留学等を含む）

(6) 奨学金の支給を要しない理由が生じたとき

(7) その他本財団が奨学生に事前に指定した事由が発生したとき

3 奨学生は、本財団が主催する行事等への参加を要請された場合、特段の事情がない限り、これに参加しなければならない。

第3章 補則

(実施細則)

第11条 この規程の実施について必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 本規程は、2016年4月1日から施行する。

2 本規程の一部を改定し、2017年4月1日から施行する。

3 本規程の一部を改定し、2017年9月25日から施行する。

4 本規程の一部を改定し、2018年2月15日から施行する。

5 本規程の一部を改定し、2019年2月1日から施行する。

6 本規程の一部を改定し、2019年10月10日から施行する。

7 本規程の一部を改定し、2020年6月1日から施行する。

8 本規程の一部を改定し、2020年10月8日から施行する。

9 本規程の一部を改定し、2021年1月5日から施行する。

10 本規程の一部を改定し、2021年3月10日から施行する。

11 本規程の一部を改定し、2022年2月14日から施行する。

12 本規程の一部を改定し、2022年10月18日から施行する。

13 本規程の一部を改定し、2023年1月12日から施行する。

14 本規程の一部を改定し、2023年10月23日から施行する。

15 本規程の一部を改定し、2024年11月1日から施行する。

3

医学 ●

口語

詩句 ●

1-4学年
年額60万円

中学生

年額6万円

高校生

年額12万円

大学生

大学院生

年額60万円

募集期間

2026年

2月2日〔月〕

2月6日〔金〕

募集人数

計25名(目安)

ただし、

応募には

本会が運営する

口語詩句

投稿サイト

72h

(kougoshaika-

kouka.com)で、

あらかじめ

10作以上の

投稿が

必要です

デザイン・工芸美術 ●

グラフィック

プロダクト

彫刻

陶芸

漆工

テキスタイル

等

募集人数

計5名(目安)

大学生

年額60万円

募集期間

2026年

2月10日〔火〕

2月16日〔月〕

募集人数

計5名(目安)

大学院生

年額240万円

募集期間

2026年

2月10日〔火〕

2月16日〔月〕

募集人数

計15名(目安)

建築 ●

意匠

構造

設備

大学生

年額60万円

募集期間

2026年

2月10日〔火〕

2月16日〔月〕

募集人数

計15名(目安)

大学院生

年額240万円

募集期間

2026年

2月10日〔火〕

2月16日〔月〕

返済不要の給付型奨学金。

所属する学校での

学業成績や

生計維持者の

収入額は不問とし、

専攻ごとに

書類(作品)選考および

面接選考を経て、

奨学生を採用します

(口語詩句は作品選考のみ)。

各募集について、

詳しくは

本会ホームページで

奨学金応募要領を

ご確認ください。


<https://sasakiraijuikenkai.or.jp/>

2026年度

奨学生募集 ●

2

4

 建築 1
 デザイン・工芸美術 2
 医学 3
 口語詩句 4

1

2026

佐々木

泰樹

育英会

医学

給付額

医学部1-4学年 年額60万円

医学部5-6学年 年額240万円

日本国内の大学で医学の正規課程に在籍する学生を前提とした奨学金で、特に将来、医療機関にて医師になることを志す人を対象としています。

- 募集期間：2026年2月10日[火]～2月16日[月]
- 募集人数：計5名[目安]

選考委員

- 木庭新治 | 昭和医科大学歯学部全身管理歯科学講座・総合内科学部門 教授
- 小林洋一 | 昭和医科大学医学部 特任教授、昭和医科大学病院 副院長
- 辻英貴 | がん研究会有明病院 眼科部長
- 藤井本晴 | 東京臨海病院 脳神経外科部長・脳卒中センター長

口語詩句

給付額

中学生 年額6万円

高校生 年額12万円

大学生・大学院生 年額60万円

日本国内の中学校・高等学校・大学(大学院を含む)の正規課程に在籍する生徒・学生を対象とし、口語による創作提唱の一環として設立された奨学金です。応募条件として、本会が運営する口語詩句投稿サイト72hで、あらかじめ10作品以上を投稿していることが必要になります。

- 募集期間：2026年2月2日[月]～2月6日[金]
- 募集人数：計25名[目安]

選考委員

- 暮田真名 | 川柳人
- 小島なお | 歌人、コスモス短歌会 所属
- 杉本真維子 | 詩人、日本現代詩人会 副理事長
- 高橋修宏 | 俳人・詩人、富山県詩人協会 会長
- 立花 開 | 歌人、短歌結社まひる野 所属
- 西舩かずよし | 俳人、蠶 TATEGAMI 同人
- 林 桂 | 俳人、蠶 TATEGAMI 代表同人
- 龍 秀美 | 詩人

建築

給付額

大学生 年額60万円

大学院生 年額240万円

日本国内の大学・大学院で建築を専攻する学生を前提とした奨学金で、特に将来、一級建築士として独立して設計事務所(意匠・構造・設備)の開業を志す人を対象としています。

- 募集期間：2026年2月10日[火]～2月16日[月]
- 募集人数：計15名[目安]

選考委員

- 大野博史 | 構造家、オーノJAPAN 代表
- 寺田慎平 | 建築家、w/ 共同代表
- 富永 譲 | 建築家、富永譲+フォルムシステム設計研究所 代表、法政大学 名誉教授
- 長島明夫 | 編集者、出版長島 代表
- 福留 愛 | 建築家、iii architects 共同代表
- 本橋良介 | 建築家、MMAAA 共同代表

デザイン・
工芸美術

給付額

大学生 年額60万円

大学院生 年額240万円

日本国内の大学・大学院でデザイン(グラフィック、プロダクト等)または工芸美術(彫刻、陶芸、漆工、テキスタイル等)を専攻する学生を前提とした奨学金で、特に将来、専攻分野で独立してデザイナーまたはアーティストとなることを志す人を対象としています。

- 募集期間：2026年2月10日[火]～2月16日[月]
- 募集人数：計5名[目安]

選考委員

- 浅葉克己 | アートディレクター、浅葉克己デザイン室 代表
- 色部義昭 | アートディレクター/グラフィックデザイナー、日本デザインセンター 色部デザイン研究所 代表
- 榎本了亮 | クリエイティブディレクター、アタマテ・インターナショナル 代表
- 菊地敦己 | グラフィックデザイナー、菊地敦己事務所 代表

口語詩句投稿サイト72h

<https://www.kougoshiku-toukou.com/>

どなたでも参加可能な日本語短詩の投稿サイトです(6-35文字の口語作品)。多彩な選者が毎月すべての投稿作品を読み、佳作を選定、総評を執筆。連動して口語詩句賞・口語詩句奨学金を実施しています。



佐々木泰樹育英会の表彰事業

[口語詩句賞]

- 大賞(原則1名) — 100万円
- 奨励賞(若干名) — 各10万円

口語詩句賞は2019年度に口語詩句奨学金と合わせて設立された文学賞です。2025年度の第7回は、投稿期間中(2025年2月～2026年1月)、口語詩句投稿サイト72hに20作以上の投稿をした作者を対象として、各賞の授賞対象者を選定します。過去の受賞者および受賞作品・選評は同サイトに掲載しています。

- 後援：一般社団法人現代俳句協会・株式会社思潮社 現代詩手帖編集部

公益財団法人 佐々木泰樹育英会

2016年設立——学術もしくは芸術について優れた考え方と熱意をもつ学生に対する奨学金の給付および表彰・助成を行い、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

支援実績 | 延べ328名(2025年4月1日現在)

- 2016年度 — 9名
- 2017年度 — 15名
- 2018年度 — 25名
- 2019年度 — 42名
- 2020年度 — 42名
- 2021年度 — 42名
- 2022年度 — 45名
- 2023年度 — 40名
- 2024年度 — 38名
- 2025年度 — 30名

東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー40階

お問い合わせ

<https://sasakitaijuikueikai.or.jp/contact/>

各募集について、詳しくは本会ホームページで奨学金応募要領をご確認ください。


<https://sasakitaijuikueikai.or.jp/>

2026年度

奨学生募集